

議員発案第5号

議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年6月23日

提出者	柏崎市議会議員	本間厚幸	①
賛成者	同	丸山敏彦	①
同	同	吉野芳章	①
同	同	梅沢明	①
同	同	五十嵐直樹	①
同	同	荒城彦一	①
同	同	三井田孝欧	①
同	同	星野正仁	①
同	同	霜田彰	①
同	同	池田千賀子	①
同	同	飯塚寿之	①
同	同	入沢徳明	①
同	同	真貝維義	①
同	同	若井恵子	①
同	同	遠藤清	①

柏崎市議会議長 齋木裕司様

新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例の一部改正する条例

新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「30人」を「24人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 柏崎市議会の議員の定数については、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、改正前の新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例の規定によるものとする。

理由

地方分権が希求される中、持続可能な地域運営を目指し、行財政改革を市民、議会、行政が一丸となって取り組んでいくため。